

「役職員に対する研修の考え方(案)」

改訂たたき台

協会員は、金融商品取引業に携わる全ての役職員に対して、倫理の醸成及びコンプライアンスの周知・徹底を図り、各協会員が定める倫理コードの実効性を確保するために、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うように努めるものとし、また、必要に応じて研修の成果を把握するように努めるものとする。

職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うにあたっては、各協会員の規模・業務・業態に照らして必要な頻度・内容によって実施することを基本とし、その方法として以下の対応例が考えられる。

<社内対応>

- ① 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第 19 条に定める「外務員の資質の向上のための社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。  
また、必要に応じて、同研修を同条が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ② 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第 8 条第 3 項に定める「内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同項が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ③ 協会が提供する職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等または市販の職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等を用いて、各協会員の研修担当者等が研修を実施する。
- ④ 各協会員の研修担当者等が講師となって、または協会職員を含む外部講師に依頼して、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を実施する。

<社内研修の協会研修による代替>

- ⑤ 協会が開催する職業倫理・コンプライアンスに関する研修を受講させる。

**協会員における社内研修の充実等に向けた対応について（案）**

平成 年 月 日  
研修編成ワーキング・グループ

日本証券業協会では、協会員に対し倫理コードの保有等及び協会員の役職員に対し職域に応じた社内研修を行うよう自主規制規則で規定しており、全国の協会員においては、事業規模や業務内容等に鑑み、それぞれ倫理コードを整備し役職員への周知・徹底を図るとともに、職責や職域に応じたコンプライアンスの徹底に資する社内研修を実施するなど、職業倫理の醸成及びコンプライアンス意識の向上に向けて自主的に取り組んできたところである。

そうした中で、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題等、証券投資及び証券業界に対して国民に不信感を与えかねない事案が発生したことに鑑み、平成 24 年 7 月 17 日の自主規制会議において重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討する旨を決議し、これを「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」として取りまとめ公表した。

これを受け、自主規制会議では、発生した個別事案等を踏まえた課題や取り組み等を踏まえ、同年 10 月 16 日に、「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめ公表し、これらの対応方針に沿ってワーキング・グループ等で具体的な対応を進めることとされた。

また、金融庁当局においては、自主規制会議決議における当該対応方針に先駆け、同年 8 月に平成 24 事務年度金融商品取引業者向け監督方針を取りまとめ、その中で、「役職員による不正行為（中略）の防止に向けた職業倫理の強化や法令順守意識の涵養等について、経営陣が主導性をもって取り組んでいるかを検証する」としたところである。

これらを踏まえ、研修編成ワーキング・グループ（以下「本ワーキング・グループ」という。）においては、当該対応方針のうち「4. 研修及び資格試験制度の見直し」について検討することとされた。本書は其中で、「(1) 研修制度」に掲げた「②協会員における社内研修の充実に向けた対応」（下表参考参照）に係る検討結果について取りまとめたものである。

**1. 倫理意識の醸成及びコンプライアンスの徹底を図る社内研修の対応について**

本ワーキング・グループでは、協会員の倫理の醸成及びコンプライアンスの周知・徹底を図り、協会員が定める倫理コードの実効性を確保する方策の一つとして、職業倫理・コンプライアンスに関する社内研修の充実に向けた対応について検討を行った。

そこで、標準的な社内研修のプログラム等の作成及び当該プログラム等の自主規制規則化について議論したが、社内研修は、協会の規模・業容等の実情等に応じ、また、必要な知識や専門性等に鑑み適時取り組むことにより的確な効果が得られるものである。本ワーキング・グループメンバーにおいても、現行制度下において既に当該各メンバーの実情に即し必要な研修プログラムが実施されている。また、研修プログラムまで規則で定め画一的な対応が求められると仮定して研修が形骸化する可能性があるとの意見が趨勢を占めた。

そうした議論を踏まえ、改めて規則で研修プログラムを規定する必要はないものの、本ワーキング・グループとして改めて協会の役職員に対する研修の考え方について整理し周知するとともに、今後とも積極的に社内研修の充実に取り組むスタンスを明らかにすべきとの方針で意見の一致を得て、倫理意識の醸成及びコンプライアンスの徹底を図る社内研修の対応について、下記4.の「**役職員に対する研修の考え方**」として整理し取りまとめることとした。

## 2. 具体的な効果測定を講じることについて

本ワーキング・グループでは、社内研修の成果として、職責に応じ外務員資格試験又は内部管理責任者試験を受験するなど具体的な効果を測定する措置を講じることについて検討を行った。

一般的に社内研修の内容がどの程度理解されたか、社内ルール等がどの程度周知・徹底されているか等、研修終了後の効果を測定する方法として、本ワーキング・グループにおいて議論したところ、例えば、研修内容に関する理解度確認テスト（eラーニングの活用等）を実施する、職責・職域に関わらず全役職員に協会が実施するI種外務員資格ないしは内部管理責任者資格の取得を奨励するなど工夫して対応しているとの意見があった。

これらについても、上記1.における社内研修の実情等と同様に、協会の規模・業容及びこれらに応じ必要な専門性等を考慮するとケース・バイ・ケースであるべきであり、画一的に定めることは現実的ではないとの意見が趨勢を占めた。

そうした議論を踏まえ、社内研修の成果に係る効果の測定についても、具体的な対応は協会の実情に委ねることとし、具体的な成果等の把握・管理について、下記4.の「**役職員に対する研修の考え方**」の中で整理することとした。

## 3. 行政処分を受けた協会の社内研修の取組等の公表について

本ワーキング・グループでは、協会の社内研修の充実に向けた対応を図るため、行政処分を受けた会社は、社内研修を含めた自主的な再発防止策の取組みを公表（各社HP上など）することについて検討を行った。

協会が行政処分を受けた場合、協会はその事案について処分事由に応じた再発防止策（改善策）を策定しこれに取り組むが、必ずしも社内研修が主要な改善策であるとは限らないこと、公表ツールを全ての協会が有しているとは限らないこと、また、元来そうした改善策は利用者に対し公

表する手段を持つ協会員にあっては自発的に公表すべきものであり、これまでも必要に応じて対応してきているとの意見が趨勢を占めた。

そうした議論を踏まえ、行政処分に係る社内研修を含めた再発防止策の公表については、処分事由に応じ、当該改善策として社内研修への取組みが必要かどうかを含め、協会員の自主的な取組みに委ねるべきとの意見で一致を得た。

#### 4. 「役職員に対する研修の考え方」の取りまとめ及び公表について

上記1. から3. の検討を踏まえ、本ワーキング・グループでは、協会員が定める倫理コードの実効性を保持し、職業倫理の醸成及びコンプライアンス意識の向上を図る措置の一つとして、当該社内研修を実施する際の参考に資するため、また、協会員の実情等に応じ、今後とも積極的に社内研修の充実に取り組むスタンスを明らかにするため、「役職員に対する研修の考え方」（別紙参照）を取りまとめ、全国の協会員に周知するとともに公表することとした。

以 上

#### 《参考》

「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」【抜粋】

#### 4. 研修及び資格試験制度の見直し

##### (1) 研修制度

##### ②協会員における社内研修の充実にに向けた対応

- (イ) 経営者の倫理意識の醸成等に向けた社内研修プログラムの導入について検討する。
- (ロ) 現場における利益第一主義、グレイ業務の推進等及び誤解や企業倫理にもとる行動を抑止する観点から、更なるコンプライアンスの徹底を図るため、次の事項について検討する。
  - (i) 社内研修の受講対象者を役員も含めた全役職員とすること。
  - (ii) 協会規則に定める社内研修に、倫理の醸成及びコンプライアンスの徹底を必須プログラムとすること。
  - (iii) 社内研修の成果として、職責に応じ外務員資格試験又は内部管理責任者試験を受験するなど具体的な効果を測定する措置を講じること。
  - (iv) 行政処分を受けた会社は、社内研修を含めた自主的な再発防止策の取組みを公表（各社 HP 上など）すること。

## 「役職員に対する研修の考え方(案)」

平成 25 年 2 月 25 日現在

協会員は、金融商品取引業に携わる全ての役職員に対して、倫理の醸成及びコンプライアンスの周知・徹底を図り、各協会員が定める倫理コードの実効性を確保するために、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うように努めるものとし、また、必要に応じて研修の成果を把握するように努めるものとする。

職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うにあたっては、各協会員の規模・業務・業態に照らして必要な頻度・内容によって実施することを基本とし、その方法として以下の対応例が考えられる。

<社内対応>

- ① 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第 19 条に定める「外務員の資質の向上のための社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同条が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ② 「協会の内部管理責任者等に関する規則」第 8 条第 3 項に定める「内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同項が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ③ 協会が提供する職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等または市販の職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等を用いて、各協会員の研修担当者等が研修を実施する。
- ④ 各協会員の研修担当者等が講師となって、または協会職員を含む外部講師に依頼して、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を実施する。

<社内研修の協会研修による代替>

- ⑤ 協会が開催する職業倫理・コンプライアンスに関する研修を受講させる。

以上



# 研修編成ワーキング・グループ

(資格更新研修のコンテンツについて)

2013/2/28

日本証券業協会 資格管理部

## 検討すべき課題

### 外務員資格更新研修(資格更新研修)のコンテンツについて検討

- |   |  |
|---|--|
| 1-1 投資者の意識や規制環境の変化に即応した内容とする。<br>(時事的な問題への素早い対応及び顧客ニーズへの適切な把握・<br>提案のための商品知識の確立)  | H24.7「平成24年度当<br>面の主要課題」                                       |
| 1-2 協会員から、倫理観・責任感を向上させるために資格更新研<br>修を活用すべきとの意見  | H24.9「信頼性向上の<br>ための具体的な方策<br>を検討するに際しての<br>会員向けアンケート」          |
| 1-3 (イ) インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する内容<br>を適宜盛り込む。⇒2012年度中配信予定(対応済み)<br>(ロ) 継続して知識を更新するという研修の性質を踏まえ、従来の<br>幅広い知識を盛り込むことに加え、トピックス的な内容(法人関<br>係情報の管理やインサイダー取引など)を適宜盛り込む方式に<br>する。 | H24.10.16「インサイ<br>ダー取引防止及び法<br>人関係情報管理の徹<br>底に向けた対応方針<br>について」 |
| 1-4 1-1~1-3に合わせ、コンテンツの構成(章立て)・量を見<br>直す。  |  |

# 1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

## ① 現行

章タイトル	概要
1章 金融商品取引法の概要	規制対象商品・業務、行為規制、その他の制度、最近の改正内容
2章 外務員	外務員の役割、倫理意識・プロ意識の向上、外務員登録・資格、処分
3章 投資勧誘と口座開設	投資勧誘の基本原則、説明義務、広告等に関する規制、口座開設、その他の規制(消費者契約法、暴力団対策法、犯収法等)
4章 取引における留意事項	募集・売出しによる取引、プロ投資家とアマ投資家、株式・債券・投信・デリバティブ取引、預金・保険契約との誤認防止、ケーススタディ(適合性の原則、代理人取引)
5章 禁止行為	法令に基づく禁止行為、協会規則に基づく禁止行為

# 1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

## ②各課題への対応方針

検討課題	検討の基本方針	対応方針
1-1 「当面の主要課題」への対応	・事例も含め、時事的な問題への素早い対応	・直近で話題となっている内容について、ケーススタディにて対応する。
	・顧客ニーズへの適切な把握・提案のための商品知識の確立	・顧客ニーズ(投資目的やリスクの許容度)の正確な把握の必要性を入れるとともに、 <u>主な商品の分類別に、商品の基本的な知識(損失発生要因や最大額、換金における注意事項等)</u> を追加する。
1-2 「信頼性向上に関するアンケート」への対応	・倫理意識の向上に関する内容を強化する	・平成24年1月の更新研修統合時における改訂において、倫理・プロ意識の向上に関するコンテンツ追加について対応はしているが、さらなる内容の見直し・拡充を検討する。
1-3 「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」	・トピックス的な内容(法人関係情報の管理やインサイダー取引など)を適宜盛り込む方式にする。	・直近で話題となっている内容について、トピックス、ケーススタディにて対応する。
1-4 その他	・上記コンテンツの改訂対応により、現在のコンテンツの章立てを見直すとともに、受講時間とのバランスから、コンテンツ量を調整する必要がある。	・1章を見直すとともに、3章、4章及び5章のコンテンツ内容について、必要に応じ整理する。

## ③改訂案(1章・2章)

章タイトル	改訂の概要	備考	改訂後の内容
1章 最近の法令・規則改正の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・金商法だけでなく、関係法令及び協会規則も含めた改正概要とする。</li><li>・投資勧誘等に係る重要な改正については、重要なポイントに焦点を当て、解説を追加</li><li>・金商法の概要については、既に法施行から十分な期間が経っているため、削除</li></ul>	課題1-1、1-4に対応	最近5年の主な金商法、協会規則その他関係法令の改正概要
2章 外務員	<ul style="list-style-type: none"><li>・倫理意識向上のプラス効果(信頼性の向上)の側面からも解説を追加</li><li>・<u>投資目的やリスク許容度等の的確な把握の必要性について追加を検討</u></li></ul>	課題1-1、1-2に対応	外務員の役割、倫理意識・プロ意識の向上、外務員登録・資格・処分

# 1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

## ③改訂案(3章)

章タイトル	改訂の概要	備考	改訂後の内容
3章投資勧誘、主な商品(商品性・リスク)	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行の4章(「取引における留意事項」と統合)</li><li>・全体の分量から、投資勧誘の基本原則、説明義務、口座開設の一部については削除</li></ul>	課題1-1、1-4に対応	投資勧誘の基本原則、説明義務、広告等に関する規制、口座開設・本人確認、募集・売出しによる取引、主な商品分類別(株式、債券、投資信託、デリバティブ)の知識(基本的な知識(損失発生要因や最大額、換金における注意事項等)、取引における留意事項)、その他の規制(反社対応等)
3章と統合(旧4章取引における留意事項)	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行の3章(「投資勧誘と口座開設」と統合)</li><li>・<u>顧客の投資目的やリスク許容度等に的確に対応するため、主な商品の分類ごとに、基本的な知識(損失発生要因や最大額、換金における注意事項等)についての記載を追加。</u></li><li>・全体の分量から、プロ投資家とアマ投資家、預金・保険契約との誤認防止については削除</li></ul>		

# 1. 資格更新研修のコンテンツが適切か

## ③改訂案(4章・5章)

章タイトル	改訂の概要	備考	改訂後の内容
4章禁止行為 (旧5章)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「インサイダー取引防止等」に向けた対応として、コンテンツに法人関係情報の管理に関する内容を追加(24年度中配信予定)</li><li>・全体の分量から、コンテンツの内容について見直しを行い、整理する。</li></ul>	課題1-3、 1-4に対応	法令に基づく禁止行為、協会規則に基づく禁止行為
(新設) 5章トピックス(事例紹介)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事例も含めた時事的な問題への素早い対応として、話題となった事例や主な処分事例、あっせん事例についてケーススタディによる解説を追加</li></ul>	課題1-1、 1-3に対応	ケーススタディ、 トピックス

項番	時期	会議体等	内容
1	1月10日	研修編成WG (E-mail)	課題を踏まえた資格更新研修コンテンツ(目次・ テーマ)の事務局案を展開、意見募集 (〆切2月1日)
2	1月30日	研修編成WG(開催)	項番1の資料説明
3	2月8日	研修編成WG (E-mail)	項番1の意見募集を踏まえた改訂案について事 前展開
4	2月13日	研修編成WG(開催)	項番3を踏まえた改訂案について検討
5	2月28日	研修編成WG(開催)	項番4の意見を踏まえた改訂案展開 検討終了
6	3月	外務員等資格試験委員会 自主規制企画分科会 自主規制会議	項番5の最終版を報告
7	試験委員会 終了後	資格管理部	資格更新研修コンテンツの改訂に着手
8	H25.秋	資格管理部	資格更新研修コンテンツ改訂完了、配信開始

## 更新研修コンテンツ改訂後の概要（抜粋）

平成 25 年 2 月 28 日

## 第 2 章 外務員

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
1 外務員の役割		
外務員の定義 特に、営業所内で金商業務に従事する者も外務員に該当する。		金融商品取引法における「外務員」には、お客様に勧誘を行う者だけでなく、金融商品取引業務を行う者の多くが含まれます。なお、それらの行為を営業所の中で行うか、外で行うかは関係ありません。従って、お客様と営業所の内外で接触して勧誘する者はもちろん、営業所の中だけでディーリング等の業務を行う者も、「外務員」ということになりますので注意してください。
外務員の代理権 外務員は不適切な行為は、信用を著しく失墜させる 市場への信頼が損なわれると、回復には努力・コストが必要となる。		外務員の皆さんは、営業の最前線でお客様と接したり、ディーリング等の重要な業務を自らの判断で行う場合が多いと思いますが、外務員の行った行為は、原則として所属する金融商品取引業者等の行為とみなされます。従って、外務員が行った行為の責任は、その外務員が所属する金融商品取引業者等が負うこととなります。外務員には金融商品取引法によって、代理権が与えられているのです。 万が一、外務員に不適切な行為があると、行為者本人のみに損失をもたらすのみならず、所属する会社、金融業界全体ひいては資本市場自体の信頼を大きく傷つけることにもなることを十分意識して行動しなければなりません。 市場への信頼は、ひとたび傷つけられるとそれを取り戻すことは容易ではなく、相当の努力とコストが必要になることを考えなければなりません。
外務員は、法令諸規則を熟知し適法かつ適切な営業活動に徹しなければならない。		そこで、外務員は、金融商品取引業の公共性とその社会的使命の重要性を十分認識し、金融商品取引法や日本証券業協会などの自主規制機関、自社が定める諸規則等を遵守しなければなりません。したがって、外務員はこれら法令・規則の内容を十分熟知し、適法かつ適切な営業活動に徹する必要があります。 また、法令や規則は、度々改正されますので、自らの業務に関係のある法令・規則については常に

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
		<p>注意し、違反することがないようにしてください。</p> <p>この研修で説明する以外にも様々な規定がありますので、自社の研修等を通じて常に把握するようにしてください。</p>
<p><b>2 倫理意識・プロ意識の向上</b></p>		
<p>外務員は、高い倫理観が求められる。 例えルールがなくても自社の定める「倫理コード」と照らし、行為の是非について判断しなければならない。</p> <p><u>金融商品取引業者等の社会的な役割や意義について解説する</u></p>	<p>下線部記載追加 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	<p>外務員は、常に金融商品取引業に携わるプロフェッショナルとして、高い倫理観が求められます。そのためには、単に現存するルールを守ることにとどまらず、例えルールがなくても、不適切と思われる行為や誤解を招くような行為はしないという姿勢が必要です。</p> <p>社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の定める「倫理コード」と照らし、その是非について判断しなければなりません。</p>
<p>倫理意識を高く持ち続け、「倫理コード」に照らした行動をとることは、個社の信用向上のみならず、業界の信用向上、ひいては証券市場の信頼性の向上につながる。</p>	<p>新設 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	
<p>倫理意識を保持し続けるためには、言い訳は許されないということを常に意識することが重要。</p> <p>周りの過ちを看過してはならない。 不正事例を参考に日頃から注意を払うことが大切。</p>		<p>理意識を保持し続けるためには、「小さな違反だから」、「ルールを知らなかったから」、「周りの者もやっているから」などの言い訳はプロフェッショナルである以上許されないということを常に意識することが重要です。</p> <p>また、周りの過ちは見てもぬふりをせず、過ちを正す勇気を持たなければなりません。</p> <p>他社で起こった不正や不適切な事例についても他人事とくたづけるのではなく、それらの処分事例やあっせん事例なども参考に日頃から注意を払うことが大切です。</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
<p>外務員は、商品の内容・性格等について正しい知識を持つことが必要。</p> <p>顧客に商品を勧める場合には、商品の内容を理解させることが必要。</p> <p>顧客に、投資経験、投資目的、資力等に適合した商品を勧めることが必要。</p>		<p>金融商品取引業者等の扱う商品は、いろいろな要因により、価格の変動するものが多く、商品の形態も様々です。したがって、外務員は、それぞれの商品の内容・性格等について正しい知識を持つことが必要です。お客様に商品を勧める場合には、その商品の内容をよく説明して理解していただくとともに、そのお客様の投資経験、投資目的、資力等に適合した商品を勧めなければなりません。</p>
<p>顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行を行うため、顧客からの相談等に対し、真摯に対応することが必要。</p>		<p>また、お客様の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行を行うためには、お客様からの相談や問い合わせに対し、真摯に対応しなければなりません。</p> <p>そのためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様の話をよく聞き意向を知ること</li> <li>・お客様の意向に沿った案内をすること</li> <li>・頼まれたことはきちんと正確に行うこと</li> <li>・お客様への報告は迅速かつ正確に行うこと</li> <li>・秘密を守ること</li> </ul> <p>といった基本動作が大切です。</p>
<p>外務員は、自己責任原則の確立に努める必要がある。</p> <p>自己責任原則は、適切な投資勧誘、顧客の自己判断に基づく取引に徹することによりなされる。</p> <p>外務員は、合理的な根拠に基づいて十分な説明をする必要があり、説明や資料などは正確でなければならない。</p>		<p>外務員は、適切な投資勧誘とお客様の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める必要があります。</p> <p>自己責任原則は、お客様自らの判断を前提としており、この投資判断も正確な情報の提供とお客様自身の十分な理解に基づいて行われなければなりません。</p> <p>そこで、外務員は、お客様に投資アドバイスをする際は、合理的な根拠に基づいて十分な説明をする必要があり、お客様の誤解を招かないためにも、その説明内容や使用する資料などは正確でなければなりません。</p>
<p>顧客の信頼を得るためには、そのニーズにかなう投資アドバイスを行うことが重要。</p>	<p>下線部記載追加 ⇒前回WGにおける議論を踏</p>	<p>そのために、外務員は、常に積極的に業務に関する知識、技能の習得、研鑽に努めるとともに、社会人としての教養と品格を高めなければなりません。</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
<p>外務員は、常に積極的に業務に関する知識、技能の習得、研鑽に努めるとともに、社会人としての教養と品格を高めなければならない。</p> <p><u>顧客の意向に沿った商品を提案するためには、特に顧客の投資目的やリスク許容度を正しく理解するとともに、その変化についても継続して把握することが重要である。</u></p>	<p>まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	<p>お客様の信頼を得るためには、そのニーズにかなう投資アドバイスを行うことが重要です。そのためには、外務員は常に最新かつ多くの情報を集め、お客様それぞれのニーズに最適な価値を有する商品・サービスを提供できるように自己研鑽に励んでください。</p>
<p>投資目的が影響を受ける要因として、税制の改正があるため、税制大綱等の情報を把握しておく必要がある。</p>	<p>新設 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	
<p>個人情報や秘密の漏えいは、確実にお客様の信頼を失うことにつながるため、特に意識して取り扱わなくてはならない。</p>	<p>新設 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	
<p>法律・規則の遵守をより実効性のあるものとするため、主要な行動規範・行動原則（「7つの行動規範原則」、「金融サービス業におけるプリンシプル」、倫理コード）を理解して業務に当らなければならない。</p>		<p>法律・規則の遵守をより実効性のあるものとするため、業務を行う際に尊重すべき主要な行動規範・行動原則として、証券監督者国際機構から、「7つの行動規範原則」等が、また、金融庁からは「金融サービス業におけるプリンシプル」が公表されています。</p> <p>さらに、日本証券業協会でも各協会員に倫理コードの保有・遵守を求めています。こうした内容も十分に理解して業務に当ることが大切です。</p>
<p><b>3 外務員登録・外務員資格</b></p>		

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
外務員の登録義務 外務員の登録が完了するまでは、外務員として活動することはできない。		金融商品取引業者等の役職員が外務員の職務を行う場合には、国に登録することが義務付けられています。そのため金融商品取引業者等は、国からこの事務を委託されている日本証券業協会を通じて、外務員の氏名等について登録する必要があります。この登録の手続きが完了しなければ、外務員として活動することはできませんので、この点について特に注意が必要です。
日証協は外務員登録の要件（外務員資格）		日本証券業協会では、この登録を行うに当たって、外務員資格を持っていない場合は登録を申請できないこととしています。日本証券業協会の規則によって、日本証券業協会のメンバーである金融商品取引業者等、つまり協会員は、外務員の職務をさせようとする者については、協会の行う外務員資格試験を受験させ、合格させなければなりません。
資格更新研修の受講義務		外務員資格は、一度取れば、違反行為を行って処分を受け、資格が取り消されるようなことがない限り、取り直す必要はありませんが、外務員登録をしている者は、原則として5年に1回「資格更新研修」を受講して、修了しなければ、資格が更新されないこととなります。
自主規制規則に違反すると、ペナルティが科される。		外務員資格については、日本証券業協会の規則で決まっています。協会の規則は法律ではありませんが、金融商品取引業を行う業者自身が自分たちで作った「自主規制規則」であり、これに違反すると、ペナルティが科せられるという拘束力を持っています。
外務員登録の変更・抹消		外務員の登録は、一度登録しても、その後、婚姻などにより氏名等を変更した場合には、変更が必要となりますので、注意してください。また退職した場合などには登録の抹消を行わなければなりません。登録の変更等の手続きは、通常、外務員の所属会社の人事担当部門などが行います。
<b>4 外務員に関する処分</b>		
法令・規則違反を行った場合には、「行政処分」「協会処分等」が行われる場合がある。		外務員として、あるいは協会員の役職員として守らなければならない法令・規則がたくさんあります。これらの規定は、普段から熟知して遵守しなければなりません。規定を守らずに法令・規則違反を行った場合には、「行政処分」「協会処分等」が行われる場合があります。

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
<p>「行政処分」（2年以内の職務停止、外務員登録の取消し）</p> <p>「協会処分等」（2年以内の外務員資格の停止、外務員資格の取消し、不都合行為者の取扱い）</p>		<p>「行政処分」は国が行う処分で、「2年以内の職務停止」と「外務員登録の取消し」があります。「協会処分等」は日本証券業協会が行う処分で、「2年以内の外務員資格の停止」、「外務員資格の取消し」および「不都合行為者の取扱い」があります。「不都合行為者の取扱い」は、外務員以外の役職員にも適用されます。</p>
<p>日証協が処分を実施</p> <p>「職務停止処分」「外務員資格の停止処分」が行われると、その期間は外務員としての職務ができない。</p> <p>「外務員資格の取消し」が行われると、原則として5年間は一切の外務員の職務が行えない。</p>		<p>日本証券業協会は、「行政処分」について国から委任を受けていますので、「行政処分」「協会処分」ともに、日本証券業協会が行います。通常、外務員であれば「行政処分」と「協会処分」は、同時にかかることとなります。「職務停止処分」「外務員資格の停止処分」が行われると、その期間は外務員としての職務ができなくなり、また、「外務員登録の取消し」「外務員資格の取消し」が行われると、原則として5年間は一切の外務員の職務が行えないこととなります。</p>
<p>複数回処分を受けることとなった場合には、外務員資格が取り消される。</p> <p>外務員の処分は、公表される場合がある。</p>		<p>また、1か月を超える「外務員資格の停止処分」を、5年のうちに2回受けることとなった場合、あるいは、期間の長短に拘わらず、「外務員資格の停止処分」を、5年のうちに3回受けることとなった場合には、その時点で外務員資格が取り消されることとなります。また、外務員の処分については、公表される場合もあります。</p>
<p>「不都合行為者の取扱い」を受けた場合には、協会の役員として復帰できない。</p>		<p>「不都合行為者の取扱い」を受けた者は外務員資格が取り消され、5年間又は無期限に協会の役員として復帰することができなくなります。外務員の職務を行わないということであっても協会に採用されることはできなくなります。</p> <p>なお、特別会員の外務員の場合は、5年間又は無期限に登録金融機関業務に従事することができなくなります。</p>
<p>外務員には、自ら不適切、不公正な行為をしないというだけでなく、外務員同士が相互に注意を払っていく姿勢が求められる。</p>		<p>外務員には、自ら不適切、不公正な行為をしないというだけでなく、外務員同士が相互に注意を払っていく姿勢が求められています。</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの改訂概要	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
不都合行為照会制度の概要		<p>協会員は、役職員として採用しようとする者が、過去において、他の協会員の役職員等であった場合は、日本証券業協会から処分を受けているかどうか、照会しなければならないことになっています。</p> <p>なお、特別会員は、役職員として採用しようとする者又は既に役職員であって、新たに登録金融機関業務に従事させようとする者が、過去において、他の協会員の役職員等であった場合は、日本証券業協会から処分を受けているかどうか、照会しなければならないことになっています。</p>

### 第3章 投資勧誘、主な商品（商品性、リスク）（仮）

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
1 投資勧誘と金融商品取引の基本原則		
投資勧誘と金融商品取引に係る3つの基本原則		投資勧誘、金融商品取引の基本原則には、「誠実・公正の原則」「適合性の原則」「自己責任の原則」の3つがあります。
<p>誠実・公正の原則とは</p> <p><u>外務員とお客様の知識や情報の格差を利用するような行為をしてはいけない旨、記載の追加を検討する。</u></p>	<p>下線部記載追加</p> <p>⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	<p>「誠実・公正の原則」とは、お客様に対して、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならないということで、投資者保護や市場の健全性を図るために求められているものです。</p>
<p>適合性の原則とは</p> <p><u>知識や経験、財産の状況（収入、保有資産額、余剰資金の額及び性格）及び投資の目的（安定運用か積極的に利益を求めるのか、またリスク許容度）を把握し、適合性を判断する。お客様が望んでいても勧めてはいけない商品がある。</u></p>	<p>下線部記載追加</p> <p>⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	<p>「適合性の原則」とは、お客様の知識、経験、財産の状況及び投資の目的に照らして不適当な勧誘を行ってはならないということです。外務員の行う投資勧誘は、お客様の投資判断に影響を与えることが多いので、お客様の状況を把握し、どのような商品が適合するかを判断して投資勧誘を行わなければなりません。</p>
<p>自己責任の原則とは</p>		<p>「自己責任の原則」とは、投資が投資者自身の判断と責任において行われるべきであるということです。投資勧誘を行うに当たっては、この「自己責任の原則」の考え方を、お客様に十分理解してもらう必要があります。そのため、商品の内容やリスク等について十分な説明を行い、お客様が正しく投資判断できるように努めなければなりません。</p>
2 説明義務		
<p>金商法における説明義務</p>		<p>金融商品取引法では、金融商品取引業者等、つまり協会が顧客に対し金融商品取引契約の締結前、あるいは契約の締結時に書面を交付して説明しなければならない事項を定めています。</p> <p>この書面に記載しなければならない事項には、すべての取引契約に共通して義務付けられているものと、個々の取引契約ごとに義務付けられているものがあります。</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
		金融商品取引契約の締結前に交付する書面の具体的な記載事項としては、金融商品取引業者等の情報や取引契約の概要、顧客が支払う対価に関する事項、市場リスクにより損失が生じる可能性などがあります。
金販法における説明義務		また、「金融商品販売法」においても、金融商品取引業者を含む金融機関に対して、金融商品のリスクについてお客様に説明することを義務付けています。この法律に基づき、金融機関は、お客様から注文を受注するまでに、販売する商品に関し、「市場リスク、即ち価格変動リスク」、「信用リスク」、「取引の仕組みのうち重要な部分」について説明しなければなりません。
<b>3 広告等に関する規制</b>		
広告に関する規制の概要 インターネット証券等におけるHPにおける表示の注意点について記載の充実（検討中）。	下線部記載追加検討	金融商品取引法では、金融商品取引業者等が広告等を行う場合に、業者の商号、名称又は氏名、金融商品取引業者又は登録金融機関である旨及び登録番号、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項などを表示することを義務付けています。また、金融商品取引によって生じる利益の見込み等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させる表示をすることを禁止しています。
広告等の範囲		ここでいう広告等とは、郵便、ファクシミリ、電子メール、ビラ・パンフレットの配布等の方法により、多数の人に対して同様の内容で行う情報提供が含まれています。
<b>4 口座開設</b>		
お客様との取引開始にあたって		協会員は、お客様と取引を開始するときには、「口座開設申込書」を提出していただくこととなりますが、口座開設に当たっては、「本人確認」「顧客カードの整備」「前受金の受入れ」などを行う必要があります。
本人確認の必要性、重要性		お客様の本人確認は、協会員の自己防衛手段としてだけでなく、テロ資金の供与やマネーロンダリング等の不正な取引を防止するためにも重要です。また、本人確認を行うことで、禁止行為である仮名取引などを未然に防ぐことにもなります。協会員を含む金融機関は、お客様との間で一定の取引を行う際に、本人確認を行うことが義務づけられています。
	本人確認事項（個人）について	お客様が個人である場合には、氏名、住居、生年月日について確認します。

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
	⇒削除（検討中）	
	本人確認事項（法人）について ⇒削除（検討中）	お客様が法人である場合には、名称と本店又は主たる事務所の所在地を確認します。また、代表者や取引担当者について、個人顧客の場合と同様の確認を行わなければなりません。
	本人確認事項（法人その他）について ⇒削除（検討中）	ただし、お客様が、国、地方公共団体などの場合には、お客様自体の本人確認は必要なく、取引担当者のみ本人確認を行います。
本人確認記録の保存		本人確認を行ったら、個人の氏名、住居、生年月日、法人の名称、所在地など、確認した事項と、本人確認を行った者の氏名、本人確認の方法などについて、本人確認記録を作成します。この本人確認記録は、口座を閉鎖した後も、7年間保存することが義務付けられています。
顧客カードの必要性 記載項目		協会員は、お客様の口座を開設しようとするときは、投資経験、財産の状況、投資目的、職業、生年月日などの一定の事項を記載した「顧客カード」を作成します。外務員には、お客様の適合性を判断して、投資勧誘を行うことが求められますが、そのためには、お客様について正しい情報を入手する必要があります。また、お客様の職業などを知ることによって、インサイダー取引を未然に防止することにもなります。
顧客カードの更新の重要性 <u>投資目的やリスク許容度の変更の把握の観点からの更新の重要性</u>	下線部記載追加 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。	なお、適切な勧誘を行うために、顧客カードは、口座開設時に作成した後も、適宜、最新のデータに更新する必要があります。
秘密の漏洩の禁止		また、顧客カードにより知り得たお客様の情報を、他に漏らすことは厳しく禁じられています。
取引開始基準の概要 対象となる取引		ハイリスク・ハイリターンな特質を有する金融商品の取引を行うに当たっては、特に慎重を期す必要があるため、協会員は、取引開始基準を定め、その基準に適合したお客様との間で当該取引等の契約を締結しなければなりません。 取引開始基準は、お客様の投資経験や預り資産など各協会員において必要と認める事項について定

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
		<p>める必要があります。</p> <p>取引開始基準を定める必要のある取引には、「市場デリバティブ取引等」、「店頭デリバティブ取引等」、「信用取引」、「新株予約権証券等の取引」などがあります。</p>
<p>複雑な仕組債及び投資信託、レバレッジ投信の勧誘に係る規制</p>		<p>また、協会員は、特定投資家を除く個人のお客様に対して、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託、レバレッジ投資信託を勧誘する際には、勧誘開始基準を定め、この基準に適合したお客様でなければ、勧誘を行ってはいけません。</p> <p>それだけでなく、定めた基準に適合したお客様であっても、取引の仕組みや特徴を十分理解できるよう、より一層の注意をもって説明する必要があります。</p> <p>日本証券業協会では、この流れを受け、平成23年12月に規則改正を行い、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託、レバレッジ投資信託の取り扱いを、一種外務員及び特別会員一種外務員に限定しました。</p> <p>これは、協会員の販売勧誘のさらなる適正化を目的としたものです。</p>
<p>新規顧客等に対する前受金の受領 （取引の安全性からの必要性）</p>		<p>一般に、新規顧客あるいは大口取引顧客から注文を受ける際には、あらかじめ「買付代金や売付証券」の全部または一部を預からなければなりません。これは、取引を安全・確実に実行するために必要な措置です。</p>
<p>新規顧客等に対する前受金の受領 （不正取引の防止からの必要性）</p>		<p>また、お客様が、その協会員とは別の協会員に、同一銘柄の反対注文を出して、片方を未決済にする、いわゆる「鉄砲商い」という違法行為を防止するためにも、前受金は必要です。さらに、「馴合い売買」や「仮装売買」、「相場操縦」などの不正取引を未然に防止するためにも重要です。</p>
<p>内部者登録カードの整備</p>		<p>協会員は、インサイダー取引の未然防止を図るために、社内の管理体制を整備する必要がありますが、そのために重要となるのが、内部者登録カードです。上場株券などの売買を行うお客様が上場会社の役員などの関係者である場合には、この内部者登録カードに氏名、役職名等を記載しておきます。そして、そのようなお客様から注文を受ける際には、インサイダー取引に該当していないかどうかを確認する必要があります。なお、内部者登録カードについても、適宜、最新のデータに更新する必要があります。</p>
<p>5 募集・売出しによる取引</p>		<p>募集・売出しによる取引</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
有価証券届出書について		大量の有価証券を募集する、あるいは売り出す場合、その発行会社は、有価証券届出書を国に提出して、会社の状況や、有価証券に関する情報を開示しなければなりません。ただし、国債、地方債、政府保証債などについては、有価証券届出書を提出する必要はありません。
募集・売出しの定義について		なお、“募集”とは、新しく発行される有価証券を、50名以上に対して勧誘することをいいます。また、“売出し”とは、既に発行された有価証券を、50名以上に勧誘することをいいます。
	募集・売出しの例外について ⇒削除（検討中）	ただし、信託の受益権などの一部のみなし有価証券については、500名以上の方が所有することとなる取得勧誘等をいいます。
有価証券届出書の提出前の勧誘の禁止について		有価証券の募集や売出しに際しては、協会員は原則として、発行会社が有価証券届出書を国に提出した後でなければ、勧誘することはできません。言い換えれば、有価証券届出書提出前の勧誘は、口頭でも文書でも、原則として禁止されています。
目論見書の交付		募集又は売出しにより、お客様に有価証券を取得させる場合には、原則として、あらかじめ、あるいは同時に、目論見書を交付しなければなりません。
訂正目論見書の交付について		また、お客様に目論見書を交付した後、目論見書の内容が訂正された場合には、訂正後の目論見書をお客様に交付しなければなりません。ただし、発行価格などが訂正される場合で、発行価格などが所定の方法により公表された場合には、交付の必要はありません。以上は、いわゆる一般投資家向けの募集・売出しの場合です。
—	<b>プロ投資家とアマ投資家</b>	<b>プロ投資家とアマ投資家</b>
	特定投資家と一般投資家 ⇒削除（検討中）	金融商品取引法では、投資家を特定投資家、いわゆるプロ投資家と、一般投資家、いわゆるアマ投資家に区分して、販売・勧誘規制内容に差をつけています。 そこで、次に、特定投資家と一般投資家の販売・勧誘規制内容の相違点を見ていくことにしましょう。
	特定投資家 ⇒削除（検討中）	特定投資家とは、適格機関投資家や、国、日本銀行など、いわゆるプロの投資家のことをいいます。
	特定投資家と一般投資家の	また、特定投資家と一般投資家の区分については、一定の要件を満たせば選択が可能となっていま

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
	移行 ⇒削除（検討中）	す。適格機関投資家は常にプロ投資家、つまり特定投資家として扱われます。ところが、なかには一般投資家に移行することができる特定投資家も存在します。一方、一般投資家であっても、一定の要件を満たせば特定投資家に移行することができます。
	特定投資家への適応除外事項 ⇒削除（検討中）	特定投資家への販売・勧誘については、契約締結前の書面交付義務、契約締結時の書面交付義務などが適用除外となります。ただし、虚偽の表示・断定的判断の提供による勧誘の禁止、損失補てんの禁止など、市場の公正性の確保を目的とする規制については、プロ投資家向けであっても適用除外となりません。
	⇒削除（検討中）	次に、金融商品ごとに、取引のポイントを見ていくことにしましょう。なお、ここでは一般投資家向けの場合として考えることにします。
<b>6 投資勧誘</b>		
<p>投資勧誘に当たっては、前章で述べたとおり、顧客の投資経験や資産状況の他、投資目的やリスク許容度を把握したうえで、当該顧客に最も適した商品を、勧誘しなければならない。そのためには、当該商品の基本的な商品性、とりわけリスク（損失の発生要因及び限度額や換金時に係る注意事項等）について理解してもらい、許容できるか判断してもらわなければならない。</p> <p>当然だが商品性は個々の商品ごとに異なり、本研修でそれらを解説する時間はなく、外務員が自社において習得しなければなりません。</p> <p>本研修では、参考までに、主な商品の分類ごとに、一般的にその商品に考えられるリスクを紹介していきます。</p>	<p>新設 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。</p>	

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
併せて、それぞれの商品分類において勧誘時に係る規制や注意事項についても解説していきます。		
7 株式の取引		
株式の商品性（リスク） 株式全般に係るリスク ・ 株価の変動に係るリスク（当該企業の業績等によるものとよらないものがある） ・ 銘柄（取引量や取引状況）によっては換金時にリスク等がある	新設 ⇒ 前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。	
受託契約準則について		取引所に上場している株式の取引を受託する際には、お客様に、“受託契約準則”の内容について十分説明する必要があります。受託契約準則とは、取引所取引における注文の処理方法などについて取り決めたもので、お客様と協会の双方に関係するルールです。
受注時の確認事項について		お客様から注文を受ける際は、その都度、取引の種類、銘柄、売付けか買付けの別、数量、指値か成行の区別、価格、注文の有効期間、現金取引か信用取引の区別、売付けの場合は空売りか否かの区別、信用取引の弁済のために取引を行おうとするときはその旨、取引の執行市場等について確認した上で、確実かつ迅速にその記録を作成しなければなりません。
8 債券の取引		
債券の商品性（リスク） 債券全般に係るリスク ・ 信用リスク ・ 金利リスク ・ 外債は為替リスクやカントリーリスク（テロや暴動、政治不安等）	新設 ⇒ 前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。	

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
・ 仕組み債などは裏付けとなる債権が把握しにくい 等		
価格の算出方法の説明		債券の取引でも、リスクの低いものから、比較的风险の高いものがあり、様々です。 公社債の店頭取引は、合理的な方法で算出された社内時価を基準とした適正な価格で行い、取引の公正性を確保しなければなりません。また、取引価格の算出方法についてお客様の要求があった場合には、その概要を説明します。
小口投資家との店頭取引に係る公正性の確保		小口投資家と店頭取引を行う場合は、価格情報の提示や、取引の説明を十分行い、より一層の公正性に配慮しなければなりません。そのためには、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値などを提示したり、公社債取引に関するリーフレット等を用意しておくことによいでしょう。
<b>9 投資信託の取引</b>		
投資信託の商品性（リスク） 投資信託全般に係るリスク ・ 価格変動リスク ・ 換金に係るリスク ・ 為替リスク ・ （主に毎月分配型における）配当における元本の取り崩し ・ （主に複雑な投資信託における）投資先の商品により思わぬ損が発生するリスク 等	新設 ⇒ 前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。	
投資信託の取引		投資信託には様々なタイプがありますが、ここでは、最も一般的なタイプである契約型の公募・非上場の投資信託について説明します。また、これから説明する内容は、国内投資信託だけでなく、外国投資信託にも当てはまります。
目論見書の交付		投資信託の販売は、通常、募集により行われるため、お客様には目論見書を交付する必要があります。なお、協会員が金融商品取引法に基づき、目論見書以外の資料を使用して投資勧誘を行うことはできますが、お客様が投資信託を取得するときには、目論見書そのものを交付しなければなりません。

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
		せん。
乗換勧誘時の注意事項		投資信託の、解約と取得をセットで勧誘する、いわゆる“乗換え勧誘”をするときは、その投資信託の名称、基本方針や投資対象等の投資信託の性格、概算損益など解約する投資信託の状況、さらに、解約手数料や取得手数料など、乗り換えに係る費用、償還乗換優遇制度に関する事項といった重要な事項を説明する必要があります。なお、解約または取得する投資信託の一方が、MMF、外貨建てMMF、MRF、中期国債ファンドの場合には、このルールの対象とはなりません。
複雑な投資信託、レバレッジ投信に係る勧誘 開始基準等		特定投資家を除く個人のお客様に対し、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託やレバレッジ投資信託の販売の勧誘を行う場合は、勧誘開始基準を定め、当該開始基準に適合したものでなければ勧誘を行ってはならないことになっています。また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売にかかる契約を締結しようとするときは、特定投資家を除くお客様に対し注意喚起文書を交付することや、これらのお客様から確認書を徴求することなどが義務付けられています。
<b>10 デリバティブ取引</b>		
デリバティブの商品性（リスク） <u>損益の最大額 等</u>	下線部記載追加 ⇒前回WGにおける議論を踏まえ、改訂コンテンツイメージの事務局案を作成しました。	先物取引やオプション取引など、デリバティブ取引については、仕組みが複雑でリスクが非常に高い場合があります。例えば、オプション取引の取引手法によっては、大きな収益をもたらす可能性がある一方で、損失が限りなく拡大する可能性もあります。
特定店頭デリバティブ取引の概要 <u>特定店頭デリバティブのリスク（流動性リスク）について記載を追加</u>	下線部記載追加	日本証券業協会では、有価証券関連のデリバティブ取引等を“有価証券関連デリバティブ取引等”と定義し、店頭デリバティブ取引のうち、通貨・金利スワップやクレジット・デリバティブなどの一部の取引を“特定店頭デリバティブ取引等”と定義して、自主規制の対象としています。これらのデリバティブ取引については、金融商品取引法に基づく販売・勧誘ルールに加えて、日本証券業協会の規定する投資勧誘・顧客管理等のさまざまなルールが適用されています。
デリバティブ取引等に係る注意喚起文書の交付や確認書徴求義務		例えば、有価証券関連デリバティブ取引等や特定店頭デリバティブ取引等を行うに当たり、会員には特定投資家を除くお客様に対し注意喚起文書を交付することや、これらのお客様から確認書を徴求することなどが義務付けられています。

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
天候デリバティブ取引について		天候デリバティブ取引とは、異常気象や天候不順などを原因とする営業利益の減少リスクを削減するためのリスクヘッジ商品です。金融商品取引法では幅広い資産、指標に関する取引や、様々な種類の取引を規制対象とし、天候デリバティブ取引も規制の対象としています。日本証券業協会においても、特定店頭デリバティブとして、天候デリバティブ取引を自主規制の対象としています。
	削除（検討中）	近年では複雑な手法を用いた様々な金融商品が登場しています。したがって、お客様が取引の仕組みや特徴について十分理解した上で取引できるようにしなければなりません。
11 その他の規制	⇒ 旧3章から移動	
		これまで説明してきたことのほかにも、注意しなければならないことがあります。ここでは、金融商品取引法以外の法令で、協会員が注意すべき法令について紹介します。
消費者契約法における規制	⇒削除（検討中）	「消費者契約法」では、個人投資者は、協会員の不適切な行為により、投資者の自由意思が妨げられて結んだ契約や取引は、取り消すことができるとされています。この場合の「不適切な行為」とは、断定的判断を行ったり、嘘を言ったり、不利益となる事実を知らせないことなどですが、その他にも、外務員が、お客様の住居などに居座ることなども該当します。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律について 協会規則による遵守事項		「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」は、暴力団の反社会的活動を防止するために定められた法律です。日本証券業協会では、これらの法律の趣旨を受けて、ルールを定めています。具体的には、会員は、相手方が暴力団員、暴力団関係者など、反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で有価証券その他の取引等を行ったり、資金提供その他便宜の供与を行ってはなりません。 また、会員は、初めて口座を開設する前だけでなく、その後も定期的にお客様について反社会的勢力かどうか審査するよう努めなければなりません。 審査の結果、この人物が反社会的勢力であると判明した場合は、契約を締結してはならず、既に締結している場合も可能な限り速やかに関係解消に努めなければなりません。 特別会員においては、同様の趣旨の規定は金融機関の各業態の協会においても定められておりますので、確認のうえ遵守してください。
反社会的勢力かどうか見分けるポイント		ここで、反社会的勢力であるかどうかを見分けるための観察のポイントを紹介します。これらのポ

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
		<p>イントに該当したからといって、その人物が、即反社会的勢力であるというわけではありませんが、複数の項目に該当する者の口座開設や取引については、特に注意を要する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数で来店し、ひそひそと相談しながら口座開設を申し込む。</li> <li>・ 高級外車で乗り付れたり、殊更に派手な服装の女性を同伴して来店する。</li> <li>・ 店内設置の防犯カメラを気にするなど不審な行動をする。</li> <li>・ 同伴者の言いなりであったり、携帯電話で指示を受けながら手続きをする。</li> <li>・ 住所や勤務先の記載に躊躇する。</li> <li>・ 口座開設を急ぎ、その場で受注させようとする。</li> <li>・ 年齢が若いにもかかわらず、不釣合いな肩書きであったり、無職である場合も含め、多額の資金運用を行おうとする。</li> <li>・ 代理人等と称して、複数の名義で取引を行おうとする。</li> </ul> <p>などです。</p>
<p>犯収法とは 本人確認義務 本人確認記録、保存 取引記録、保存 疑わしい取引の届出義務</p>		<p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」は、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与を防止することで、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。</p> <p>このため、金融商品取引業者等が一定の取引を行うに当たっては、「本人確認義務」、「本人確認記録の作成及び保存義務」、「取引記録等の作成及び保存義務」、「疑わしい取引の届出義務」を課しています。</p> <p>なお、疑わしい取引の届出を行った場合は、その本人または関係者に、届出を行ったことを漏らしてはなりません。</p>
<p>個人情報保護法について 主な漏えい事例</p>		<p>「個人情報保護法」では、個人情報取扱事業者である金融商品取引業者等に対し、お客様の個人情報の保護のため、同法に定められた個人情報取扱事業者としての義務を遵守しなければならないとされています。</p> <p>個人情報の漏えい事故の事例としては、</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
—		<ul style="list-style-type: none"> <li>コピーFAX複合機でFAXを送信するために書類をセットし、番号を入力した状態でスタートボタンを押さずにその場を離れた。その間に別の営業員がコピーのため個人情報に記載された書類をセットし、スタートボタンを押したため、この番号先に書類が誤送付された。</li> <li>お客様に約定連絡をする際、間違っ他のお客様の携帯電話に伝言を残した。</li> <li>あるお客様宅を訪問した際に、同日に訪問予定の別のお客様の資料を置き忘れた。</li> </ul> <p>などがあります。協会員は個人情報を取り扱う際には、常に注意を払い、漏えい等が起きない様にしなければなりません。</p>
—	<b>預金・保険契約との誤認防止</b>	<b>預金・保険契約との誤認防止</b>
	預金・保険契約との誤認防止 ⇒削除（検討中）	登録金融機関は、投資信託や債券等を取り扱う場合には、預金、保険契約等との誤認を防止するために、お客様に対して、投資信託や債券等は預金や保険契約等ではないこと、元本が保証されていないことなどを説明しなければなりません。
—	<b>ケーススタディ</b>	<b>ケーススタディ</b>
	適合性の原則 ⇒5章へ移動	<p>【事例1】</p> <p>当時、Aさんは77歳でしたが、一年ほど前からもの忘れがひどくなり、認知症と診断されたため証券取引を中止していました。ところが、担当者から商品購入の勧誘を受け、よく内容を把握しないままに投資信託の乗換えをさせられ、損失が発生しました。Aさんは発生した損失308万円について損害賠償を求めました。今回のケースでは、担当者は認知症の症状については知らなかったと主張していました。</p> <p>以下略</p>
	代理人取引 ⇒5章に移動	<p>事例2</p> <p>Bさんは49歳の会社経営者であり、それまで投資経験はありませんでしたが、数年前に協会員に口座を開きました。Bさんは多忙であり、担当者との連絡を73歳で投資経験の無い自分の母親に任せるようになりました。</p> <p>担当者は投資信託の勧誘にあたり、Bさんとの面談や電話での説明を希望していましたが、Bさ</p>

見出し（WG資料「改訂後の内容」） 改訂後コンテンツの主な内容	現行内容からの削除等	参考 現行コンテンツ対応部分（ナレーションのみ）
		<p>んは多忙を理由に担当者とは面談や電話を行わず、担当者はBさんの母親との面談や電話を繰り返していました。取引の受注にあたり、母親から「本人に任されている」との旨を伝えられ、目論見書等をBさんに手渡ししてもらうこと、商品内容を本人に伝えてもらうことを約束して、外貨建ての毎月分配型や外国のREITに投資するもの、株価指数に連動する商品を中心に、Bさんの預金から、約3,000万円の買付けを行いました。</p> <p>その後、これらの商品に損失が発生していることをBさんに伝えたところ、Bさんは、買付けの際、自分に対して説明がなかったこと、母親は投資経験が無く、商品を定期預金と認識して買付けに同意したとして、金融商品取引業者に対して発生した損失717万円について損害賠償を求めました。</p> <p>以下略</p>

以 上

## 外務員資格更新研修のコンテンツの改訂について

## 検討すべき課題

- 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格更新研修の見直しを行う。（「平成 24 年度当面の主要課題」（H24.7））
- 継続して知識を更新するという研修の性質を踏まえ、従来の幅広い知識に加え、法人関係情報の管理などトピックス的な内容を適宜盛り込むよう検討する。  
（「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」（H24.10.16））
- ・ このほか、「信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際しての会員向けアンケート」（H24.9.18（実施））で寄せられた意見を踏まえ、「外務員の倫理観、責任感を向上させるため、外務員資格更新研修の活用」を検討する。



現行のコンテンツ構成	改訂内容	改訂後(H25 秋を目途)のコンテンツ構成
1 金融商品取引法の概要(証取法から金商法への改正の概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規制対象商品・業務</li> <li>✓ 行為規制</li> <li>✓ その他の制度</li> <li>✓ 最近の改正内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「証取法から金商法への改正の概要」(下線部)については、既に法施行から十分な期間が経っているため、[削除]する。</li> <li>・金商法だけでなく、関係法令及び協会規則も含めた改正概要に[拡充]する。</li> <li>・投資勧誘等に係る重要な改正については、重要なポイントに焦点を当て、解説を加える。</li> </ul>	1 最近の法令・規則改正の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 最近5年の主な金商法、協会規則及びその他関係法令の改正概要 [拡充]</li> </ul>
2 外務員 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外務員の役割</li> <li>✓ 倫理意識・プロ意識の向上</li> <li>✓ 外務員登録・資格</li> <li>✓ 処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理意識向上のプラス効果(信頼性の向上)の側面からの解説を[拡充]する。</li> <li>・投資目的やリスク許容度の的確な把握の必要性に関する解説を[拡充]する。</li> </ul>	2 外務員 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外務員の役割</li> <li>✓ 倫理意識・プロ意識の向上 [拡充]</li> <li>✓ 外務員登録・資格</li> <li>✓ 処分</li> </ul>
3 投資勧誘と口座開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資勧誘の基本原則</li> <li>✓ 説明義務</li> <li>✓ 広告等に関する規制</li> <li>✓ 口座開設</li> <li>✓ その他の規制(消費者契約法、暴力団対策法、犯収法等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のコンテンツのうち、相関性の高い「3 投資勧誘と口座開設」と「4 取引における留意事項」を[統合・整理]する(現行 10 項目→改正後 7 項目)。</li> <li>・顧客の投資目的やリスク許容度等に的確に対応するため、主な商品の分類ごとに、基本的な知識(損失発生の原因や最大額、換金における注意事項等)に関する解説を[拡充]する。</li> </ul>	3 投資勧誘、主な商品(商品性・リスク) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資勧誘の基本原則</li> <li>✓ 説明義務</li> <li>✓ 広告等に関する規制</li> <li>✓ 口座開設、本人確認</li> <li>✓ 募集・売出しによる取引</li> <li>✓ 主な商品分類別(株式、債券、投資信託、デリバティブ)の知識(基本的な商品の概要(損失発生の原因や最大額、換金における注意事項等)及び取引における留意事項) [拡充]</li> <li>✓ その他の規制(反社対応等)</li> </ul>
4 取引における留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 募集・売出しによる取引</li> <li>✓ プロ投資家とアマ投資家</li> <li>✓ 株式・債券・投信・デリバティブ取引</li> <li>✓ 預金・保険契約との誤認防止</li> <li>✓ ケーススタディ(適合性の原則、代理人取引)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「インサイダー取引防止等」に向けた対応として、コンテンツに法人関係情報の管理に関する内容を追加(H25.2 配信済み)</li> <li>・現行の「4 ケーススタディ」について、事例も含めた時事的な問題への素早い対応として、話題となった事例や主な処分事例、あっせん事例に関する解説を[拡充]する。</li> </ul>	4 禁止行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法令に基づく禁止行為</li> <li>✓ 協会規則に基づく禁止行為</li> </ul>
5 禁止行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法令に基づく禁止行為</li> <li>✓ 協会規則に基づく禁止行為</li> </ul>		5 トピックス(事例紹介) <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ケーススタディ [拡充]</li> <li>✓ トピックス [拡充]</li> </ul>

※ その他、全体のバランスを踏まえ、「プロ投資家とアマ投資家」、「預金・保険契約との誤認防止」を削除する等、コンテンツを整理する。